

泉大津市ブランドメッセージ使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市ブランドメッセージ（以下「メッセージ」という。）の使用について必要な事項を定め、泉大津市（以下「市」という。）のイメージアップを図り、市の魅力発信を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱におけるメッセージとは、別表のとおりとする。

(メッセージに関する権利)

第3条 メッセージに関する一切の権利は、市に帰属する。

(メッセージの使用)

第4条 メッセージは、誰でも使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他市長が使用することが適当でないとき。

(法人その他の団体の申込み)

第5条 前条の規定にかかわらず法人その他の団体が、メッセージを使用しようとする場合は、使用方法について、あらかじめ泉大津市ブランドメッセージ使用申込書（様式第1号）にデザイン、イメージ図等使用方法が分かるものを添えて、市長に申し込むものとする。

2 メッセージについては、前項の申込みをした内容にのみ使用できるものとする。

(使用料)

第6条 メッセージの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 メッセージの使用期間は、特に定めないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第4条のメッセージを使用する者及び第5条の法人その他の団体（以下「使用者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表で定めるメッセージと同じ比率で拡大し、又は縮小して使用すること。
- (2) 別表備考で定める色で使用すること。
- (3) メッセージをその他図案等と組合せて使用しないこと。
- (4) メッセージのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 商標法による商標登録、意匠法による意匠登録、知的財産を移管する一切の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (6) 第三者の利益を害し、又は不当な利益を得るために使用しないこと。
- (7) 使用者等の責めに帰すべき理由により、メッセージの使用に係る事故、苦情等が生じたときは使用者等において速やかに対処すること。

(庶務)

第9条 メッセージに関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(個人情報の取扱い)

第10条 市長は、申込により収集した個人情報を、この要綱に定める事務以外には利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により適切に取り扱わなければならない。

(免責事項)

第11条 メッセージの使用により、使用者等に不利益、損害、事故等が生じたときは、市は、その賠償の責めを負わないものとする。また、メッセージの使用によって生じた、使用者等の責による損害に関しても、市は責任を負わないものとする。





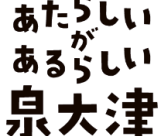

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、メッセージの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	カラー	単色	白文字
ブランドメッセージ			
メッセージのみ			

備考 メッセージの色は、次の各号に定めるところによる。

1 カラー

メッセージの色は、指定した色とし、背景の色は、白地又は薄い地色（明るい色）とすること。

2 単色

メッセージの色は、原則として濃い色とし、背景の色は、白地又は薄い地色（明るい色）とすること。

3 白文字

背景の色は、濃い色を使用すること。